

解説します！確定申告



Chapter 1 『医療費控除』

問 税務収納課市民税係 ☎ 575-1138

『医療費控除』ってどういうこと？



1年間に支払った医療費（自分または同一生計の配偶者や親族分）が一定額以上だった場合に、所得控除額として差し引きできる金額のことをいいます。

つまり所得税額が
低くなるピヨッ！



注意が
必要ピヨね…！

医療費控除の対象となる
医療費について詳しくは
こちら▼



(国税庁 HP)

●医療費控除に該当する・しないの例

目的	該当 するか	例
治療のための費用	○	治療のための医薬品代、治療のためのあんまやマッサージ、通院のための電車やバスの交通費 など
医師の指示によるもの	○	医師の処方箋による漢方薬、おむつ代（医師による証明書が必要） など
予防のための費用	×	予防接種（コロナ、インフルエンザなど）の費用、体温計や血圧計の購入費 など
美容や健康増進のための費用	×	健康増進のための漢方薬、ビタミン剤や栄養ドリンク、疲労回復やリラックスのために行ったマッサージ など

●医療費控除の計算方法

総所得金額等

正味の医療費

医療費がこの金額を
↓超えると控除可能

控除額

200 万円以上

支払った医療費 - 保険などで補てんされる金額

10 万円

最高

200 万円

200 万円未満

支払った医療費 - 保険などで補てんされる金額

総所得金額等 × 5%



申告の際にご準備ください！

📄 医療費控除の明細書（受診者ごと、病院・薬局ごとに支払った医療費を集計した一覧表）

📄 医療費の通知書（加入する健康保険の保険者から送られます）

※令和 7 年分確定申告で医療費控除に使用できる通知書や領収書は『令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日』までのものです。